

横須賀市報

第1917号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

◆福祉援護センター条例中一部改正	15555
◆市長の職務代理に関する規則中一部改正	〃
◆副市長事務分担規則	〃
◆横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則等中一部改正	15556
◆副市長の退職について	〃
◆副市長の再任について	〃
◆副市長の選任について	〃
◆地縁による団体の告示事項の変更について	〃
◆指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について	〃
◆土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	〃
◆道路区域変更及び供用開始について	15557
◆開発行為の工事完了について	〃
◆固定資産税・都市計画税ほか4件の督促状の公示送達	〃
◆債権差押調書の公示送達	〃
◆配当計算書の公示送達	15558
◆市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達	〃
◆公共施設マネジメント戦略会議設置規程等中一部改正	〃
◆選挙管理委員会告示	
◆参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に係る期日前投票所における投票管理者の選任替えについて	〃
◆参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に係る期日前投票所における投票管理者の選任替えについて	〃
◆参議院神奈川県選出議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について	〃
◆農業委員会総会の招集について	〃

条例

福祉援護センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和7年8月12日
 横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第49号
 福祉援護センター条例の一部を改正する条例
 福祉援護センター条例（平成23年横須賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。
 第3条第2号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附則
 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

規則

横須賀市規則第64号（令和7年7月28日 掲示 済）
 市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和7年7月28日
 横須賀市長 上地克明

市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則
 市長の職務代理に関する規則（平成19年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。
 第2条各号を次のように改める。
 (1) 上条副市長
 (2) 平澤副市長
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第65号（令和7年7月28日 掲示 済）
 副市長事務分担規則を次のように定める。
 令和7年7月28日
 横須賀市長 上地克明

副市長事務分担規則
 (総則)
 第1条 副市長の事務分担については、この規則の定めるところによる。
 (分担事務)
 第2条 副市長は、次に掲げる区分によりその事務を担当する。
 上条副市長
 (1) 文化スポーツ観光部に属する事務
 (2) 税務部に属する事務
 (3) 経済部に属する事務
 (4) 建設部に属する事務（公園の活用推進に関することに限る。）
 (5) 港湾部に属する事務（新港地区の公共ふ頭整備に関することに限る。）
 (6) 上下水道局に属する事務
 (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により他の執行機関の職員に補助執行させている事務
 平澤副市長
 (1) 民生局福祉子ども部に属する事務
 (2) 民生局地域支援部に属する事務
 (3) 民生局健康部に属する事務
 (4) 民生局こども家庭支援センターに属する事務
 (5) 環境部に属する事務
 (6) 都市部に属する事務
 (7) 建設部に属する事務（公園の活用推進に関するものを除く。）
 (8) 港湾部に属する事務（新港地区の公共ふ頭整備に関するものを除く。）
 (9) 消防局に属する事務

第3条 市議会提出議案、重要事項に関する方針及び計画の策定又は変更に関する事案、総合的に調整を図る必要がある事案並びに市長室、経営企画部、総務部及び財務部に属する事務に関しては、前条の規定にかかわらず、両副市長が担任す

る。ただし、経営企画部、総務部及び財務部に属する事務については上条副市長を、市長室に属する事務については平澤副市長を主たる担任とする。

2 市長は、必要と認めるときは前条及び前項の規定にかかわらず、特に副市長を指定して事務を担当させることができる。

(事故がある場合の事務処理)

第4条 一の副市長に事故があるときは、その事務を他の副市長が担任する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 副市長事務分担規則(令和3年横須賀市規則第98号)は、廃止する。

(事務分掌規則の一部改正)

3 事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「令和3年横須賀市規則第98号」を「令和7年横須賀市規則第65号」に改める。

(市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則の一部改正)

4 市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則(平成21年横須賀市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「令和3年横須賀市規則第98号」を「令和7年横須賀市規則第65号」に改める。

(横須賀市情報セキュリティ規則の一部改正)

5 横須賀市情報セキュリティ規則(平成29年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「令和3年横須賀市規則第98号」を「令和7年横須賀市規則第65号」に改める。

(横須賀市職員倫理条例施行規則の一部改正)

6 横須賀市職員倫理条例施行規則(平成13年横須賀市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「令和3年横須賀市規則第98号」を「令和7年横須賀市規則第65号」に改める。

(横須賀市環境マネジメントシステム規則の一部改正)

7 横須賀市環境マネジメントシステム規則(平成19年横須賀市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和3年横須賀市規則第98号」を「令和7年横須賀市規則第65号」に改める。

~~~~~

横須賀市規則第66号 (令和7年8月1日 掲 示 済)

横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則等の一部を改正する規則

(横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則の一部改正)

第1条 横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則(平成17年横須賀市規則第76号)の一部を次のように改める。

第2条第2号中「公の施設」の次に「その他これに準ずる施設」を加える。

(横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)

第2条 横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成17年横須賀市規則第78号)の一部を次のように改める。

第2条各号列記以外の部分中「公の施設」の次に「その他これに準ずる施設」を加え、同条に次の1号を加える。

(9) その他公の施設に準ずる施設で、市長が指定したもの

第4条第3項中「のうち、」の次に「第2条第9号に規定する施設並びに」を加える。

第5条第2項第2号中「及び第7号」を「、第7号及び第9号」に改める。

第7条第1項第4号中「前号」を「前各号」に改める。

第9条第1号中「及び第6号」を「、第6号及び第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第156号 (令和7年7月28日 掲 示 済)

本市副市長田中茂は、令和7年7月26日退職しました。

令和7年7月28日

横須賀市長 上 地 克 明

~~~~~

横須賀市告示第157号 (令和7年7月28日 掲 示 済)

本市議会の同意を得て、令和7年7月27日本市副市長に次の者を再任しました。

令和7年7月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市池田町5丁目9番1-109号

上 条 浩

~~~~~

横須賀市告示第158号 (令和7年7月28日 掲 示 済)

本市議会の同意を得て、令和7年7月27日本市副市長に次の者を選任しました。

令和7年7月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市三春町5丁目23番地ティーエムビル201

平 澤 和 宏

~~~~~

横須賀市告示第159号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和7年8月12日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
吉井町内会	山 口 美 佐 雄 横須賀市吉井1丁目3番2号	小 櫃 二 三 雄 横須賀市吉井2丁目8番25号

~~~~~

横須賀市告示第160号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。

令和7年8月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 辞 退<br>年月日 | 名 称     | 所 在 地               |
|------------|---------|---------------------|
| 令和7年7月5日   | 薬樹薬局 若松 | 横須賀市若松町2丁目7番地藤田ビル2階 |

~~~~~

横須賀市告示第161号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域とし

て指定します。

令和7年8月12日

横須賀市長 上地 克明

- 1 形質変更時要届出区域
横須賀市船越町1丁目201番1及び201番3の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シアン化合物、一・一・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、水銀及びその化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合してい

ない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

横須賀市告示第162号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和7年8月12日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和7年8月12日

横須賀市長 上地 克明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延長
1,486	旧	小矢部1丁目1391番の2地先から 小矢部1丁目1394番の1地先まで		メートル 1.8~2.0	メートル 30.6
	新	小矢部1丁目1391番の2地先から 小矢部1丁目1394番の1地先まで		1.8~2.9	30.6
3,814	旧	秋谷1丁目600番の3地先から 秋谷1丁目659番の4地先まで		2.5~2.7	36.0
	新	秋谷1丁目600番の1地先から 秋谷1丁目659番の4地先まで		2.5~5.1	36.0

公 告

横須賀市公告第145号 (令和7年7月29日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和7年7月29日

横須賀市長 上地 克明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年1月12日 令3開第10号	令和7年7月15日 令7第8号	横須賀市田戸台3番1	横須賀市衣笠栄町二丁目30番地 ハウスフィット株式会社 代表取締役 鈴木 正人

横須賀市公告第146号 (令和7年8月1日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年8月1日

横須賀市長 上地 克明

年度	税目	期別	発付年月日
令和4年度	固定資産税 都市計画税	第3期分	令和7年6月30日
令和6年度	市民税 県民税 (普通徴収)	7月随時分	令和6年8月29日
		第2期分	令和6年9月30日
	市民税 県民税 森林環境税 (普通徴収)	第3期分	令和6年11月28日
		第4期分	令和7年2月27日
		7月随時分	令和6年8月29日
		2月分	令和7年4月9日

市民税 県民税 森林環境税 (特別徴収)	3月分	令和7年6月9日	
	4月分	令和7年6月9日	
	5月分	令和7年7月9日	
固定資産税 都市計画税	第3期分	令和7年7月17日	
	第4期分	令和7年3月27日	
		令和7年7月17日	
令和7年度	市民税 県民税 森林環境税 (普通徴収)	4月随時分	令和7年5月29日
		固定資産税 都市計画税	第1期分
	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和7年6月30日

(別紙略)

横須賀市公告第147号 (令和7年8月1日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年8月1日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第148号 (令和7年8月1日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年8月1日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第149号 (令和7年8月1日 掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年8月1日

横須賀市長 上地 克明

年度	税目	備考
令和7年度	市民税 県民税 森林環境税	定期賦課分

(別紙略)

訓 令 甲

横須賀市訓令甲第11号 (令和7年7月28日 掲示済)

公共施設マネジメント戦略会議設置規程等の一部を次のように改正する。

令和7年7月28日

横須賀市長 上地 克明

(公共施設マネジメント戦略会議設置規程の一部改正)

第1条 公共施設マネジメント戦略会議設置規程(平成29年横須賀市訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「令和3年横須賀市規則第98号」を「令和7年横須賀市規則第65号」に改める。

(大規模土地利用行為連絡調整会議規程の一部改正)

第2条 大規模土地利用行為連絡調整会議規程(平成17年横須賀市訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年横須賀市規則第98号」を「令和7年横須賀市規則第65号」に改める。

(危機事案対策本部等設置規程の一部改正)

第3条 危機事案対策本部等設置規程(平成17年横須賀市訓令甲第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「令和3年横須賀市規則第98号」を「令和7年横須賀市規則第65号」に改める。

(職員の分限及び懲戒に関する検討委員会設置規程の一部改正)

第4条 職員の分限及び懲戒に関する検討委員会設置規程(平成16年横須賀市訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和3年横須賀市規則第98号」を「令和7年横須賀市規則第65号」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第57号 (令和7年7月13日 掲示済)

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者について次のとおり選任替えをしました。

令和7年7月13日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口 道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第58号 (令和7年7月16日 掲示済)

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者について次のとおり選任替えをしました。

令和7年7月16日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口 道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第59号 (令和7年7月16日 掲示済)

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任しました。

令和7年7月16日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口 道夫

(次のとおりは略)

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第8号 (令和7年8月1日 掲示済)

令和7年第8回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和7年8月1日

横須賀市農業委員会
会長 岩澤 健和

- 日時 令和7年8月12日午後3時
- 会議開催の場所 横須賀市役所301会議室
- 会議に付議すべき事項
 - 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について
 - 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - 非農地証明申請について
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
 - 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について

正 誤

令和7年6月2日付け横須賀市報号外第10号8ページ中

417,600千円	は	417,400千円	の誤り
3,466,428千円		3,466,628千円	